

平成25年度 民生委員・児童委員等事業

評価表

[単位：千円、人]

1 事務事業の位置付け (Plan)						
所管部課名	市民福祉部 障害・社会福祉課		担当者	宍野 盛久		
根拠法令等	民生委員法、民生委員法施行令					
事業の種類	☒ ソフト事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設管理 ☐ 内部管理					
政策	健康で共に支え合うまちづくり		施策	地域福祉社会の形成		
			小施策	地域福祉活動の推進		
一体化躍動プラン	地域力再生プロジェクト					
重点施策	高齢者や障害者（児）等を支える福祉のまちづくり					
予算科目等	会計	一般会計				
	款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費
	事項	社会福祉管理運営費		細事項		
2 事務事業の実施 (Do)						
事業の内容	概要	・3年に1回の改選に伴い、民生委員児童委員の推薦業務を行っている。ただし、任期途中に欠員が出た場合はその都度、欠員補充の推薦業務を行うとともに、民生委員児童委員に対し市社会福祉事務嘱託員として委嘱し、市の業務等を依頼している。 ・薩摩川内市民生委員児童委員協議会連合会へ補助金を支出している。				
	対象（誰を、何を対象とする事業か）	・薩摩川内市民生委員児童委員協議会連合会 ・民生委員・児童委員285人				
	手段（市がどのような活動をするか）	民生委員児童委員を市社会福祉事務嘱託員として委嘱し、市業務を依頼 薩摩川内市民生委員児童委員協議会連合会への補助金の支出				
	意図（どのような目的で事業を行うか）	組織の運営の強化及び研修事業の推進を図る。				
	事業開始年度	平成16年10月。民生委員法は昭和23年7月29日公布。				
		指標名		目標値	目標年度	
	活動指標	—		—	—	
成果指標	—		—	—		
経費及び指標の推移	項目	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 予算額	平成26年度 見込額	平成27年度 見込額
	事務事業費	19,290	19,315	20,128	19,528	19,528
	市社会福祉事務嘱託員報酬	16,736	16,721	16,826	16,826	16,826
	民生委員推薦会経費	105	153	711	244	244
	民生委員児童委員手帳	133	133	134	134	134
	職員旅費	52	44	60	60	60
	印刷製本費			133		
	補助金	2,264	2,264	2,264	2,264	2,264
	薩摩川内市民生委員児童委員協議会連合会運営補助金	2,264	2,264	2,264	2,264	2,264
	財源内訳					
	国・県支出金	21	21	21	21	21
	その他					
	一般財源	19,269	19,294	20,107	19,507	19,507
	要員配置状況	0.92	0.92	1.17	0.92	0.92
	職員	0.74	0.74	0.90	0.74	0.74
嘱託員	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	
臨時職員等	0.09	0.09	0.18	0.09	0.09	
活動実績・計画	—	—	—	—	—	
成果指標の推移	—	—	—	—	—	
特筆すべき事項等	民生委員児童委員の候補者がなかなか見つからず、高齢の方の割合が高くなってきている。					

3 事務事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	対象・手段の妥当性 ☒ 妥当である ☐ 改善の余地はある ☐ 妥当ではない (上記選択の理由) 民生委員法に基づく事業であり、支援が必要である。
	市が関与すべき妥当性 ☒ 市が関与すべき ☐ 民間でも可能 ☐ 民間で実施すべき (上記選択の理由) 市の業務との関連がかなりある。
効率性	事業費の削減余地 ☐ 削減の余地がある ☒ 削減の余地はない (上記選択の理由) 民生委員児童委員活動はボランティアでの活動であり、個人会費の負担もかなりあるので、市の助成も必要である。
	要員配置の削減余地 ☐ 削減の余地がある ☒ 削減の余地はない (上記選択の理由) 配置要員は適切である。
有効性	成果の達成度 ☒ 達成度はかなり高い ☐ 達成度はやや高い ☐ 達成度は低い (上記選択の理由) 事業継続により成果の向上が期待できる。
	成果の向上余地 ☐ 余地がかなりある ☒ 余地がある程度ある ☐ 余地はほとんどない (上記選択の理由) 民生委員児童員の研修等を充実することで、市民生活の向上につながる。
4 事務事業の改革・改善の方向性 (Action)	
内部評価(一次)結果	今後の改革の方向性 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止
	上記方向の理由 事業内容や実施方法が適切である。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 なし

外部評価(二次)結果	事務事業の視点別評価	
	妥当性 ⇒	☐ 高い ☐ 低い
	効率性 ⇒	☐ 高い ☐ 低い
	有効性 ⇒	☐ 高い ☐ 低い
	今後の改革の方向性	
	☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止	
	まとめ(補助金等評価を含む。)	

所管部課名	市民福祉部 障害・社会福祉課			担当者	宍野 盛久			
事務事業名	民生委員・児童委員等事業							
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱及び民生委員児童委員協議会連合会運営補助金交付要領							
補助経過年数	21年以上							
平成25年度 予算額	2,264 千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 2,264 千円	その他の内容			
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	地域福祉の向上（相談・支援件数）			—	—			
成果指標②	—			—	—			
補助対象者	薩摩川内市民生委員児童委員協議会連合会							
補助対象経費	①組織の運営に要する経費（役員手当、食糧費、交際費及び負担金を除く。） ②研修派遣に要する経費（食糧費を除く。）							
補助対象事業・活動の内容	民生委員・児童委員の資質向上及び協議会連合会の健全な運営							
	分類	■運営補助のみ □事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	補助対象経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予算で定める額以内とする。							
補助金額又は補助率の積算方法								
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	22,873,374	83.9%	22,846,615	82.8%	22,845,639	81.8%
		会費収入	2,034,615	7.5%	2,008,025	7.3%	2,006,875	7.2%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	20,838,759	76.4%	20,838,590	75.5%	20,838,764	74.7%
		市補助金	2,264,000	8.3%	2,264,000	8.2%	2,264,000	8.1%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）	2,133,495	7.8%	2,497,141	9.0%	2,805,610	10.1%
		計	27,270,869	100.0%	27,607,756	100.0%	27,915,249	100.0%
	支出	事業費	23,210,958	85.1%	23,298,355	84.4%	22,942,404	82.2%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費	1,562,770	5.7%	1,503,791	5.4%	1,514,049	5.4%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	2,497,141	9.2%	2,805,610	10.2%	3,458,796	12.4%
		計	27,270,869	100.0%	27,607,756	100.0%	27,915,249	100.0%
	支出計/前年度支出計				101.2%		101.1%	
	自己資金/前年度自己資金				99.9%		100.0%	
	翌年度繰越金/市補助金		110.3%		123.9%		152.8%	
	交付件数		1件		1件		1件	
	成果指標の推移①		—		15,002件		16,348件	
	成果指標の推移②		—		—		—	
特記すべき事項等	①なし ②なし ③なし ④なし ⑤広報紙で民生委員児童委員を紹介し、また、活動内容を紹介した。 ⑥なし ⑦なし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	地域住民の福祉の向上に密接に関わっている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	社会弱者の救済や安心安全なまちづくりのため必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	市民ニーズに合致するような各種研修等に積極的に参加し効果を上げている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	自主的な運営により活発な活動がなされている。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	B	補助対象経費以内である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	営利目的の団体でないため、半永続的な補助になる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	地域のコミュニティ協議会や自治会とも連携して活動しており、公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	ボランティア的な団体であることから妥当な手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助目的に合致し妥当なものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次) 結果	今後の改革の方向性 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止
	上記方向の理由 安心安全なまちづくりや福祉の向上のために当該団体への補助は今後とも必要である。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 なし

民生委員児童委員協議会連合会運営補助金交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる民生委員児童委員協議会連合会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助事業等の要件）

第2条 民生委員児童委員協議会連合会運営補助金に係る補助事業等は、会員の資質向上を図り、地域福祉の向上に資するものでなければならない。

（補助金の額）

第3条 民生委員児童委員協議会連合会運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予算で定める額以内とする。

（補助対象経費）

第4条 民生委員児童委員協議会連合会運営補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 組織の運営に要する経費（役員手当、食糧費、交際費及び負担金を除く。）
- (2) 研修派遣に要する経費（食糧費を除く。）

（交付の申請）

第5条 民生委員児童委員協議会連合会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月31日とする。

（交付の基準）

第6条 民生委員児童委員協議会連合会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前各号に掲げる場合のほか、民生委員児童委員協議会連合会運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

（実績報告）

第7条 民生委員児童委員協議会連合会運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 研修報告書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

（効果の測定）

第8条 民生委員児童委員協議会連合会運営補助金の効果（条例第4条第2項第

1号の効果をいう。)は、研修派遣の項目、回数及び参加者数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 民生委員児童委員協議会連合会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 民生委員児童委員協議会連合会運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成19年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成20年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。